

# 鶴岡地区医療情報ネットワーク協議会規約 (ID-Link)

(名 称)

第1条 この協議会は、鶴岡地区医療情報ネットワーク協議会という。(以下「協議会」という。)

(目 的)

第2条 この協議会は、地域内の関係医療機関がそれぞれの医療情報を共有することにより、患者さんに急性期から回復期を含め在宅医療にいたるまで一貫した治療方針のもとに、切れ目ない医療を提供できる地域医療連携体制を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療情報共有化システムの開発
- (2) 医療情報共有化の推進
- (3) 地域連携パス運用の推進
- (4) 知的所有権の管理に寄与する事業
- (5) その他、この協議会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の構成団体、機関並びに役員は別紙の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(職 務)

第5条 会長は、この協議会を代表し、その職務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代行する。

3 監事は、協議会の業務執行の状況と予算の状況を監査する。

(任期等)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(会員の入会)

第7条 会員の入会については、とくに条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、協議会会長（以下会長）が別に定めた利用申込書により、会長に申し込む。

3 会長は前項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するにいたった時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名された時。

(会員の退会及び除名)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。(除名)

2 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、協議会の議決により、これを除名できる。

- (1) ちょうかいネット運用規程に違反したとき。

(2) この協議会の、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

(協議会の開催)

第10条 会長は必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。

2 協議会の議長は会長とする。

3 協議会の議決は出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第11条 会長は第3条の事業を達成するために、検討委員会を組織することができる。

2 検討委員会の長は会長が指名し、その構成員は検討委員会の長が指名したもので構成する。

(事業計画及び予算)

第12条 この協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この協議会の事業報告書、収支決算書に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、協議会の議決を経なければならない。

(事務局)

第14条 協議会は事務局を山形県鶴岡市馬場町1番34号 社団法人鶴岡地区医師会内と山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院内に置く。

(会計)

第15条 協議会の会計は、鶴岡市病院事業会計で行う。契約事務は「鶴岡市立荘内病院契約規程」を準用する。

2 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 この規約に定めない事項は協議会の議決を経て、会長がこれを定める。ただし、協議会を招集する暇がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附則

1 この規約は、平成24年6月29日の日から施行する。

## 別紙

### 鶴岡地区医療情報ネットワーク協議会 構成団体、機関並びに役員名簿（案）

#### 1 構成団体・機関

鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会、鶴岡市立荘内病院、山形県庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課、鶴岡市健康福祉部健康課

#### 2. 役員

役職名	所属団体・機関	同左職名
会長	鶴岡地区医師会	会長
副会長	鶴岡市立荘内病院	医師（管理職）
委員	鶴岡地区歯科医師会	会長
委員	鶴岡地区薬剤師会	会長
委員	鶴岡地区医師会	理事
委員	鶴岡市立荘内病院	医師
委員	山形県庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課	課長
委員	鶴岡市健康福祉部健康課	課長
監事	山形県庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課	課長補佐
監事	鶴岡市健康福祉部健康課	課長補佐